

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、情報技術で新しい「しきみ」や「価値」を創造し、より豊かで調和のとれた社会を実現することを使命とし、常に時代の先を読み、市場環境の変化、お客様のニーズ及び最新の技術動向に迅速・的確に対応しつつ、持続的な成長により安定して利益を創出できる企業体質の確立をめざしています。

この経営理念のもと、当社グループは2019年度から2021年度までの中期経営計画を策定し、「変わらぬ信念、変える勇気によって、グローバルで質の伴った成長」をめざします。「変わらぬ信念」のもと、「お客様とともに未来の社会を創る」を基本的な考え方として、当社グループの競争優位性の源泉であるお客様との「Long-Term Relationships(長期的信頼関係)」に基づき、お客様との共創による事業を通じて社会に貢献していくとともに、自らの企業活動においても働き方変革等を通じて働きがいのある社会の実現に貢献していくことで、企業価値の持続的向上をめざすESG経営を行います。また、「変える勇気」を持って「グローバルデジタルオファリングの拡充」「リージョン特性に合わせたお客様への価値提供の深化」「グローバル全社員の力を高めた組織力の最大化」の3つの戦略を実行し、デジタルトランスフォーメーションの更なる加速とグローバルシナジーの最大化を実現してお客様への提供価値最大化を図ります。

更に、当社グループは、自国内外において、法令・契約を遵守し、人権を含む各種の国際規範を尊重することに加えて、様々な情報サービスの提供を役員や社員が社会的良識に基づき適正に実施することを通じ、社会が直面する様々な課題の克服に向けて、積極的に貢献していきます。

この考え方のもと、当社は、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様やお取引先、従業員等様々なステークホルダー(利害関係者)の期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう、コーポレートガバナンス・コードの各原則の趣旨を踏まえ、(1)経営の透明性と健全性の確保、(2)適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現、(3)コンプライアンスの徹底、を基本方針としてこれらの充実に取り組んでいます。

なお、当社は、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスのいっそうの強化を図り、経営の健全性と効率性を更に高めるため、2020年6月17日開催の第32回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。また、更なるガバナンス強化とよりいっそう多様な知見を当社経営に反映するために、独立社外取締役を5名選任し、取締役会(取締役15名で構成)における独立社外取締役の比率は3分の1以上となりました。

(1) 経営の透明性と健全性の確保

当社は、「ディスクロージャー規程」に則り制定した「ディスクロージャーポリシー」に基づき、適時、公正かつ公平な情報開示に努めており、このことによって市場から適切な企業評価を得ることが重要であると認識しています。そのため、当社は四半期ごとの決算発表に合わせて決算説明会を実施している他、国内外の投資家・アナリストの皆様とのミーティングも積極的に実施し、経営の透明性の確保を図っています。また、業務執行の公正性を監督・監査する機能を強化するため、社外取締役及び監査等委員である取締役を置いて、取締役会による監督及び監査等委員会による監査・監督を実施するなど、経営の健全性の確保を図っています。更に、当社の直接的な親会社であるNTT株式会社及び当社の最終的な親会社である日本電信電話株式会社、NTTグループ内の各社と取引を行う際には、当社株主全体の利益の最大化を意識し実施しています。

(2) 適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現

当社の意思決定は、取締役会の監督のもと、社長、副社長、リージョン・分野担当役員及び各組織の長の責任・権限を定めた「権限規程」に基づいています。また、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行うことを目的に、社長、副社長、リージョン・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成される「経営会議」を設置し、取締役会で決議される事項についても、審議を充実させるため、事前に「経営会議」で協議を行っています。監査等委員会設置会社に移行し、定款の規定において取締役会の決議によって重要な意思決定の全部又は一部を取締役に委任することができるようになっています。その他、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲するとともに、「組織規程」に基づき主管組織が自主的かつ責任ある事業運営を実施することにより、適正かつ迅速な意思決定と事業遂行の実現を追求しています。

(3) コンプライアンスの徹底

当社は、当社グループすべての役員及び社員を対象とする「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、企業倫理に関する基本方針や具体的行動指針を明確にすることで、法令遵守はもとより、高い倫理観をもって事業を運営していくこととしています。これを実効あるものとするためには継続的な啓発活動を行う必要があると考えており、社員向けのコンプライアンス研修等を実施するとともに、コンプライアンスに関する社員の意識調査等も行っています。更には、より風通しの良い企業風土の醸成に努めるため、グループ横断的な内部通報制度「ホイッスル・ライン」を設置し、社内外から匿名・記名を問わず申告を受け付けています。なお、「ホイッスル・ライン」受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱は行わないこととしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-10】(独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言)

当社は、任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置していませんが、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対して、取締役会の決議に先立ち、経営陣幹部の報酬や、取締役候補の選任を含む株主総会議案の説明会を行い、適切な助言を得てあります。これらの理由から、取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任は十分担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】(政策保有株式)

(A) 政策保有株式に関する方針

当社は、株式の保有目的において、政策保有株式については「お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるもの」と位置付け、発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益につながる考える場合において、政策保有株式を保有する方針としています。

(B)政策保有株式に係る検証の内容

当社は政策保有株式の保有意義の検証にあたっては、毎年、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか、及び中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等の保有目的に沿っているかを保有株式ごとに総合的に検証し、取締役会に報告の上、株式の保有・売却を行う方針としています。2019年度においては、この精査の結果、保有するすべての上場株式について保有の妥当性があることを確認しています。なお、今後の状況変化に応じて、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます。

(C)政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社における財務の健全性に悪影響を及ぼす場合、違法行為が発生した場合等における該当議案には反対するなど、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるかどうかを総合的に判断することとしています。これにより、当社の企業価値の向上、当社株主の中長期的な利益につながるとしています。

【原則 1 - 7】(関連当事者間の取引)

当社と当社役員個人との直接取引、並びに当社と当社取締役が代表となっている他団体や他会社との取引といった会社法に定める利益相反取引については、当社の「取締役会規則」において事前に承認を得なければならない旨を定めています。その取締役会での承認にあたっては、法務部門が審査のうえ、一般的な取引条件と同等であるか等、取引内容の妥当性及び経済合理性について確認するとともに、その承認後も当該取引の状況等に關して定期的に取締役会に報告しています。

また、当社と親会社との取引については、取引内容の合理性及び妥当性について確認するとともに、必要に応じて法務部門が第三者の専門家の意見を踏まえつつ、事前に審査のうえ、「権限規程」に基づき承認しています。

なお、本報告書の「1.4. 支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針」について併せてご参照ください。

【原則 2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。

【原則 3 - 1】(情報開示の充実)

(1)会社のめざすところや経営戦略、経営計画

本報告書の「1.1. 基本的な考え方」をご参照ください。
また、当社グループの経営における理念とビジョンを「Our Way」として制定しています。詳細は当社ホームページをご参照ください。
(<https://www.nttdata.com/jp/ja/about-us/mission/>)

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役の報酬決定方針と手続

本報告書の「2.1. [取締役報酬関係]」をご参照ください。

(4)取締役候補の選任・指名、及び経営陣幹部の解任に関する方針と手続

本報告書の「2.2. (3)選解任・指名」をご参照ください。

(5)取締役候補の個々の選解任・指名に関する説明

本報告書の<別表>「取締役の個々の選任・指名に関する説明」及び株主総会参考書類において説明しています。

詳細については当社のホームページをご参照ください。

(https://www.nttdata.com/jp/ja/ir/share/shareholders_meeting/)

【補充原則 4 - 1】(取締役会の役割・責務の概要)

取締役会は、法令で定められた事項及び会社経営・グループ経営に関する重要な事項等、「取締役会規則」に定められた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しています。

また、取締役会は、取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任しています。

具体的には、取締役会が重要な意思決定と執行の監督を適正に実施するため、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。また、事業の基本方針その他経営に関する重要な事項について社長が適正な意思決定を行うため、社長、副社長、リージョン・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成される「経営会議」を設置し、原則毎週1回の開催により、事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っています。詳細は、本報告書の「2.2. (1)業務執行」をご参照ください。

【原則 4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。

・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

(1) 当社の定める基準を超える取引先(注1)の業務執行者

(2) 当社の定める基準を超える借入先(注2)の業務執行者

(3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人

(4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体(注3)の業務執行者

なお、以上の(1)から(4)のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。

注1 当社の定める基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。

注2 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。

注3 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

【補充原則 4 - 11】(取締役会の構成、役員の選任方針等)

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、本報告書の「2.2. (3)選解任・指名」記載の(取締役候補の選任の方針)をご参照ください。

【補充原則 4-11】(取締役の兼任状況)

取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けており、兼職の数については合理的な範囲であると考えています。取締役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しています。詳細については当社のホームページをご参照ください。

(https://www.nttdata.com/jp/ja/ir/share/shareholders_meeting/)

【補充原則 4-11】(取締役会の実効性評価)

取締役会は、会社経営・グループ経営に係る重要事項等を決定し、四半期ごとの職務執行状況報告において取締役の執行状況の監督を実施しています。

加えて、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、2016年度から自己評価・分析を実施しています。第4回目となる2019年度も前事業年度同様、自己評価・分析を行いました。その概要については、以下のとおりです。

(1) 実施方法

実施時期: 2019年10月

評価方法: 取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施

(設問ごとに、5段階で評価する方式。加えて、設問のカテゴリごとに、自由にコメントが可能な記述欄を設定。)

回答方法: 匿名性を確保するため外部機関に直接回答

(2) 評価結果

外部機関からの集計結果の報告を踏まえ、2019年12月から2020年2月において分析・議論・評価を実施しました。評価結果については取締役会へ報告し、取締役会は内容の検証と更なる改善に向けた方針等について、議論を行いました。

その結果、取締役会の構成・運営等に関し、概ね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性については確保されていると認識しています。

なお、前年度の本取り組みにおいて浮かび上がった課題に対し実施した、社外取締役と監査役とのコミュニケーション機会の充実については、評価スコアが向上し、改善が実施されているとの一定の評価を得ました。

(3) 評価結果等を踏まえた対応

全体として、取締役会は実効的に機能していると評価しておりますが、今後引き続き取り組むべき課題が浮かび上がりましたので、以下の取り組みの他、取締役会の運営における工夫等含め、改善に向けた運営方針を定め、取り組んでいます。

・戦略・リスクマネジメントの議論にかける比重を拡大

・当社経営に大きな影響を与える事項のモニタリングを強化 等

今後も、継続的に取締役会の実効性に関する評価を実施し、取締役会の機能を高める取り組みを進めています。

【補充原則 4-14】(取締役の研修等の方針)

取締役については、事業・財務・組織等に関する幅広い知識を有している者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っています。また、就任後も、市場動向や国内外の経済・社会問題など多岐に渡る研修を行っており、取締役に対するトレーニングを継続的に実施しています。

【原則 5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のような施策を実施する方針としています。

(1) 株主との対話に関する担当取締役の指定

株主・投資家の皆様との建設的な対話を実現するため、IRを統括する取締役を指定しています。

(2) 社内部署の有機的な連携のための方策

当社はIRの専任部署(IR室)を設置しています。また、代表取締役、財務部長の他、財務部長が参加を求める重要な組織の長等をもって構成されるディスクロージャー委員会を設置しています。当該委員会では、IR室が事務局を担当し、以下の経営情報に係る開示方針等の策定や開示に係る協議を定期的に行っています。

(A) 中期経営計画・経営計画の策定根拠、顧客・ソリューション分野別の動向、及び個別案件の事業規模等の定量的な情報

(B) 中期経営方針、利益還元方針(配当方針を含む)、及び各業界の動向等、定性的な情報

(C) (A)、(B)以外で、投資家等にとって有用と思われるもの

(3) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

本報告書の「3.2.IRに関する活動状況」をご参照ください。

(4) 株主の意見・懸念の効果的なフィードバックのための方策

社長直轄組織であるIRの専任部署を設置し、取締役会、代表取締役等が参加する定例会議、ディスクロージャー委員会等において、株主・投資家の意見や懸念等のフィードバックを適切に実施しています。他にも、株主・投資家と当社の取締役・執行役員が直接対話する機会を設定し、株主・投資家の意見や懸念を把握しています。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、「内部者取引防止規則」や「情報セキュリティポリシー(規程)」といった公表前の重要な会社情報の取扱に関する規程を定め、厳重に情報管理するとともに、同規程に基づき全社員に対し定期的な研修を実施し、インサイダー取引の未然防止に努めています。

また、情報の適時、公正かつ公平な開示を図り、株主・投資家の当社に対する適正な投資判断に資することを目的として、「ディスクロージャー規程」を定めるとともに、当社の情報開示に対する姿勢を対外的に明確にするため、「ディスクロージャーポリシー」を定め、公表しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NTT株式会社	760,000,000	54.19
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	134,699,900	9.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	69,816,600	4.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	21,075,600	1.50
NTTデータ社員持株会	14,095,900	1.01

資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	13,470,700	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	12,732,300	0.91
GOLDMAN, SACHS& CO. REG	11,157,325	0.80
JP MORGAN CHASE BANK 385151	11,049,038	0.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,640,600	0.76

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	日本電信電話株式会社 (上場:東京) (コード) 9432

補足説明	更新
------	--------------------

- 上記の【大株主の状況】は、2020年3月31日現在の状況です。
- 割合(%)は、自己株式(953株)を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との関係については、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該会社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。なお、営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしています。

当社は、親会社との間で締結する重要な契約については、法務部門による法務審査を行ったうえで、意思決定を行います。特に重要な契約については取締役会での承認を必須とし、親会社からの独立した意思決定の確保に努めています。なお、取締役会は、独立社外取締役5名を含む全取締役15名で構成され、現時点で独立社外取締役は全取締役の3分の1以上を占めています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社を中心とする企業グループは、地域通信事業、長距離・国際通信事業、移動通信事業及びデータ通信事業を主な事業内容としています。親会社はNTTグループ全体としての経営戦略を策定し、当社はそれらを踏まえ、自ら経営責任を負い、独立して事業経営を行っています。

当社は、上記事業分野のうちデータ通信事業を営んでおり、公共・社会基盤、金融、法人・ソリューション、北米、EMEA・中南米の5つを主な事業として、NTTグループ各社と相互に連携しながら事業を進めています。

現在、親会社は当社の議決権を54.19%所有しており、当社の多数株主としての権利を有しています。

また、幅広い経営視点を取り入れるため、日本電信電話株式会社の従業員(1名)が当社の取締役に就任しています。ただし、これにつきましては、現時点で独立社外取締役5名が全取締役15名に占める割合の3分の1以上であること等の状況から、独自の経営判断を妨げるものではないと認識しています。

当社の事業運営における重要な問題については、親会社との協議、もしくは親会社に対する報告を行っています。ただし、日常の事業運営では相互に自主・自律性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ち、持続的な成長、発展を図り、業績の向上に努めています。

なお、2018年11月に実施したNTTグループの再編後も、当社は現在の経営形態及び上場を維持するため、コーポレート・ガバナンスへの重要な影響はありません。

当社は上場子会社として、国内に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート、株式会社エックスネット、ネットイヤーグループ株式会社を有していますが、当該子会社に関しても、各社の業務特性を理解し、自主・自律性・独立性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、当社グループ全体の企業価値の最大化を図り、持続的な成長・発展に努めています。上場子会社の保有意義は、社会的信用力及び人財の確保であり、上場子会社ごとの保有意義は以下のとおりです。

- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートについては、上場により親会社と競合関係になりえる会社とも協業や資本提携を成立させることで、Webシステム構築基盤及びパッケージ開発・販売事業について、機動的な事業開発が可能となっています。
- 株式会社エックスネットについては、上場により親会社からの独立性を確保することで同社の個性を尊重する経営を行い、有価証券に係る各種サービスについて、機動的な事業開発が可能となっています。
- ネットイヤーグループ株式会社については、上場により同社のブランド力を向上させ、デジタル技術を活用したマーケティング業務の支援事業について、機動的な事業開発が可能となっています。

また、当社では、事業計画や内部統制、コンプライアンスといった重要事項については、グループ各社との間で協議・報告をルール化することに

より、グループ全体で業務の適正性を確保することを基本方針としており、当社内にグループ会社との連携責任部門を定めるなど、連携体制を整備しています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	5名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
平野 英治	他の会社の出身者										
藤井 真理子	他の会社の出身者										
池 史彦	他の会社の出身者										
山口 徹朗	他の会社の出身者										
小畠 哲哉	他の会社の出身者										
桜田 桂	他の会社の出身者										
佐藤 りえ子	弁護士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

平野 英治		<p>平野英治氏が経営委員長を務めております年金積立金管理運用独立行政法人と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。</p> <p>同氏が取締役代表執行役副会長を務めておりましたメットライフ生命保険株式会社と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。</p> <p>同氏が取締役副社長を務めておりましたトヨタファイナンシャルサービス株式会社(2014年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。</p> <p>同氏が業務執行者を務めておりました日本銀行(2006年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同行との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。</p>	<p>金融分野における豊富な経験、財務・国際金融に関する幅広い知識を有しています。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言を期待するものです。</p> <p>独立役員として指定した理由は、当社の取引先である年金積立金管理運用独立行政法人の経営委員長であり、メットライフ生命保険株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、日本銀行の業務執行者でしたが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。</p>
藤井 真理子			<p>行政実務及び経済学に関する研究や外交を通じて培った、高い見識と豊富な経験を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言を期待するものです。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。</p> <p>独立役員として指定した理由は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。</p>
池 史彦		<p>池史彦氏は2016年10月から2017年9月まで、当社の経営戦略検討と変革実現のために、ITやグローバルビジネスに見識を持つ社外の有識者から意見を得ることを目的として設置した第三期アドバイザーボードメンバーであり、同氏と当社との間には、アドバイザーボードメンバーとしての報酬支払いの取引がありましたが、その報酬は年額500万円未満であり、独立性に関して懸念はないものと判断しております。</p> <p>同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本自動車工業会(2016年5月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社の単体売上高と比較していずれも1%未満であります。</p> <p>同氏が代表取締役会長を務めておりました本田技研工業株式会社(2016年6月退任)と当社との間には取引がございますが、直近3事業年度における当社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社および同社の単体売上高の双方からみて、いずれも1%未満であります。</p>	<p>グローバルビジネスにおける豊富な経営経験、ITに関する高い見識を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言を期待するものです。</p> <p>独立役員として指定した理由は、当社の取引先である一般社団法人日本自動車工業会、本田技研工業株式会社の業務執行者でしたが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。</p>
山口 徹朗			<p>過去において最終的な親会社である日本電信電話株式会社及び関係会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。</p>

小畠 哲哉			NTTグループにおける企業経営の豊富な実績に加えて、財務部門・総務部門での経験を有しております。過去において最終的な親会社である日本電信電話株式会社及び関係会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。
桜田 桂			長年にわたる会計検査院における職務経験に基づく、財務・会計及び業務執行の監査における豊富な経験と幅広い知見を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 独立役員として指定した理由は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。
佐藤 りえ子			長年にわたる弁護士としての職務経験に基づく、法律に関する専門的な知見に加え、他の会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立を期待するものです。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。 独立役員として指定した理由は、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したためです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	3	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 [更新](#)

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 [更新](#)

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置しております。

監査等委員会室のスタッフは同室の専属として監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また人事異動、人事評価、懲戒処分等は監査等委員会の意見を尊重して行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査等委員会は、会計監査人から監査計画並びに期中及び期末の監査結果報告を受けるとともに、会計監査人の監査に係る品質管理体制を隨時聴取し確認します。また、会計監査人と適宜意見交換を行い連携の強化に努めます。

当社は業務執行部門とは独立した立場で内部監査を実行する内部監査部門として監査部を設置しています。

監査等委員会は、定期的に監査部から内部監査結果の報告を受けるとともに、監査計画の擦り合わせ、その他情報の共有を行い効率的な監査及び監査品質の向上に努めます。また、特に必要な場合には監査等委員会の指示を受けて監査部が調査できる仕組みとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

・監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割や責任範囲に基づき、支給することとしています。賞与は、当期の営業利益等を業績指標とし、その達成度合い等を勘案して支給することとしています。なお、業績指標については、中期経営戦略で掲げた財務目標等を指標に設定しており、具体的には営業利益・ROIC・海外売上高・海外営業利益率・設備投資・B2B2Xプロジェクト数()で評価することとしています。

また、中長期の業績を反映させる観点から、国内在住の常勤取締役においては、月額報酬並びに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしており、その結果、賞与を含めた報酬構成割合は、標準的な業績の場合、およそ「固定報酬:業績連動報酬 = 70%:30%」となります。その他、代表取締役社長の報酬水準については、独立社外取締役及び監査等委員である取締役の助言を得ることとしております。一方、海外の連結子会社において業務執行を行っている取締役においては、業績連動型の繰延報酬を当該連結子会社にて支給することとしています。

これに加え、監査等委員による報酬に関する意見陳述権を適切に運用しております。

なお、中期経営計画の達成と持続的成長、及び中長期的な企業価値向上をより強く意識することを目的に、総報酬に占める株式報酬等の業績連動報酬割合を拡大する方向で検討を行っております。

・監査等委員でない社外取締役の報酬等については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

・監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

他企業の顧客向け事業を支援・促進する事業のことであり、デジタル領域におけるプロジェクト数を指標として設定

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しています。また、連結報酬等の総額が1億円以上である取締役については、有価証券報告書において個別開示を行っています。詳細については当社のホームページをご参照ください。
(<https://www.nttdata.com/jp/ja/ir/library/asr/>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の監査等委員でない取締役の報酬に係る方針及び報酬の構成・水準については、親会社、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対して報酬決定の方針の説明を行い、適切な助言を得たうえで、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会にて決定します。

・監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)の報酬等については、月額報酬と賞与から構成しています。月額報酬は、役位ごとの役割や責任範囲に基づき、支給することとしています。賞与は、当期の営業利益等を業績指標とし、その達成度合い等を勘案して支給することとしています。なお、業績指標については、中期経営戦略で掲げた財務目標等を指標に設定しており、具体的には営業利益・ROIC・海外売上高・海外営業利益率・設備投資・B2B2Xプロジェクト数()で評価することとしています。

また、中長期の業績を反映させる観点から、国内在住の常勤取締役においては、月額報酬並びに賞与の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしており、その結果、賞与を含めた報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬:業績運動報酬 = 70%:30%」となります。その他、代表取締役社長の報酬水準については、独立社外取締役及び監査等委員である取締役の助言を得ております。一方、海外の連結子会社において業務執行を行っている取締役においては、業績運動型の継続報酬を当該連結子会社にて支給することとしています。

これに加え、監査等委員会による報酬に関する意見陳述権を適切に運用しております。

なお、中期経営計画の達成と持続的成長、及び中長期的な企業価値向上をより強く意識することを目的に、総報酬に占める株式報酬等の業績運動報酬割合を拡大する方向で検討を行っております。

・監査等委員でない社外取締役の報酬等については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

他企業の顧客向け事業を支援・促進する事業のことであり、デジタル領域におけるプロジェクト数を指標として設定

【社外取締役のサポート体制】更新

監査等委員会(監査等委員である社外取締役を含む)の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

社外取締役に対して、取締役会の開催に際し、資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行うこととしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岩本 敏男	相談役	・社会的課題解決に向けた取り組みへの参画等、企業の社会的責任を果たすための対外的活動 ・従来の人脈を活かした対外的リレーションの強化等、当社経営への支援	勤務形態：常勤 報酬の有無：有	2018/06/19	2018/6/19 ~ 2022/6/18 (2年更新)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数更新

1名

その他の事項更新

・山下徹氏(シニアアドバイザー)は2020年6月18日をもって退任

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1) 業務執行

当社は会社の機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置しています。その他に経営会議を設置し、業務執行における意思決定の迅速化に努めています。

当社の意思決定は、取締役会の監督の下、社長、副社長、リージョン・分野担当役員及び各組織の長の責任・権限を定めた「権限規程」に基づいています。また、各々の業務は、各組織の所掌業務を定めた「組織規程」に則り執行されています。

取締役会は、独立社外取締役5名を含む全取締役15名で構成され、うち女性が2名、外国人が1名となっています。毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、2019年度は13回開催され、法令で定められた事項や会社経営・グループ経営に関する重要な事項等の意思決定及び監督を行っています。

経営会議は、社長、副社長、リージョン・分野担当役員及びその他関連する重要な組織の長をもって構成され、原則毎週1回の開催により事業運営に関する円滑かつ迅速な意思決定及び監督を行っています。なお、意思決定の透明性を高めるため、監査等委員である取締役1名も参加しています。

内部統制推進委員会は、リスクマネジメントを統括する役員(藤原 代表取締役副社長執行役員)を委員長とするリスクマネジメントに関連する組織の長等で構成されており、年2回の開催により、リスク低減施策の有効性に対する評価等を行うことを目的とし、その結果については取締役会へ報告しています。

企業倫理委員会は、コーポレート統括担当役員(藤原 代表取締役副社長執行役員)を委員長とする企業倫理に関連する組織の長等で構成されており、年1回の開催により、法令や企業倫理等を遵守する企業風土を醸成することを目的とし、企業倫理の遵守状況等については取締役会へ報告しています。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは、本報告書の<別表>「業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組」のとおりです。

取締役会の個々の役員の出席状況は、本報告書の<別表>「取締役の個々の選任・指名に関する説明」のとおりです。

(2)監査・監督

当社は監査等委員会設置会社です。監査等委員会は、監査等委員である社外取締役4名で構成され、うち女性が1名となっています。2019年度は、監査役会設置会社として監査役会を15回実施いたしました。2020年度は、監査等委員会を月次で開催するほか、定期的な代表取締役との意見交換やグループ会社の代表取締役等との経営状況に関する議論を実施することで、取締役の業務の執行状況の実情を把握するとともに必要に応じて提言を行います。監査等委員である社外取締役4名と当社との間に、一般株主と利益相反が生じるおそれがある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。各監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席する他、取締役会における議決権の行使及び株主総会における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人事、報酬に関する意見陳述権の適切な運用を通じて、取締役の業務執行状況の監査・監督を適宜実施します。また、当社は業務執行とは独立した立場で内部監査を実行する内部監査部門として監査部を設置しており、監査等委員である取締役は、監査部から内部監査結果について聴取する等、情報交換を実施します。なお、監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役等と連携した監査を実施します。

監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

会計監査については、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的な監査が行われることが重要と考えてあり、監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に監査計画、監査結果の情報を交換する等、連携を密にし、監査体制の強化に努めます。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、袖川兼輔、中谷剛之、賀山朋和であり、有限責任あずさ監査法人に所属しています。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士21名、他22名です。

2019年度に監査役会設置会社として開催した監査役会の個々の役員の出席状況は、本報告書の<別表>「取締役の個々の選任・指名に関する説明」のとおりです。

(3)選解任・指名

(監査等委員でない取締役候補の選任の方針)

監査等委員でない取締役候補は、当社グループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任しています。取締役会は事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び国際性の面を含む多様性()を考慮した構成としています。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

性別、人種、民族性、又は文化的背景などの要素を含みます。

(監査等委員である取締役候補の選任の方針)

監査等委員である取締役候補は、専門的な経験・見識等からの視点に基づく監査・監督が期待できる人材を選任することとしています。

なお、監査等委員でない取締役の業務執行を公正に監査・監督する観点から、会社法に則り監査等委員である取締役の過半数を社外取締役から選任しています。

(選任の手続き)

取締役候補の選任手続きについては、親会社、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対し、取締役会に先立ち、候補者の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。上記に加え、監査等委員でない取締役候補の選任については、監査等委員会による指名に関する意見陳述権を適切に運用することとし、また、監査等委員である取締役候補の選任については、監査等委員である社外取締役が過半数を占める監査等委員会の審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

(経営陣幹部の解任の方針と手続き)

経営陣幹部の解任の方針と手続きについて、経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、親会社、独立社外取締役及び監査等委員である取締役に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしています。これに加え、監査等委員会による指名に関する意見陳述権を適切に運用します。

(4)その他

監査等委員である取締役の報酬に関する事項については、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法425条第1項に定める最低責任限度額としています。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査・監督の職務を有しかつ取締役会の議決権を保持する「監査等委員」、及び社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する態勢が取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスのいっそうの強化に有効であると判断し、監査等委員会設置会社形態を採用しています。

当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しています。

現在の社外取締役7名については、経験を活かした幅広い見地からの経営的視点を取り入れることを期待するものです。

監査等委員でない社外取締役は、監査等委員会並びに監査部より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査等委員会及び監査部と相互に連携をし、事業運営を監督しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月に開催した株主総会に係る招集通知については、法定期日よりも2営業日早く発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	従来から株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加頂けるよう配慮しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人のサイトに議決権行使用ホームページを設け、株主総会前日の午後6時まで行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権行使を可能としています。なお、2018年6月開催の定時株主総会より、スマートフォン等での議決権行使も可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版の作成を行っており、当社ホームページ等に掲載しています。
その他	招集通知の電子化を実施しており、発送の8営業日前に当社ホームページ等に掲載しています。また、決議通知につきましても、当社ホームページ等に掲載しています。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャー規程」により「ディスクロージャーポリシー」を制定しています。その基本方針については、「ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定」に記載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を開催し、当社の概要と強み、成長戦略、株主還元等について説明しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末、第1、第2及び第3四半期の年4回、決算説明会を実施しています。各回の決算の概要、事業環境と、取り組み等についてご説明しています。説明は、代表取締役社長、取締役等が行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	随時、個別説明会等を実施し、直近の成果、今後の取り組み、株主還元等について、説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL(https://www.nttdatasoft.com/jp/ja/ir/)において、決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、株主総会の招集通知、最新の財務データ等を提供しています。また、決算説明会のプレゼンテーションの動画配信、プレゼンテーション内容及び質疑模様のテキスト版を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当の部署としてIR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」において、当社が持続的に発展していくためには、お客様、株主、取引先、社会、社員等のステークホルダーの期待に応え満足度を高めていくことによって信頼を得ることが重要であること、並びに、各ステークホルダーに対する会社の行動姿勢をそれぞれ定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>中期経営計画(2019～2021年度)では「NTTデータのESG経営」として、ESGの考え方を明確にし、経営戦略に織り込みました。</p> <p>当社は「変わらぬ信念」のもと、「お客様とともに未来の社会を創る」を基本的な考え方として、新たに特定した12のESG重要課題を中心に、お客様や社会が持続的に発展していくためのソリューションを提供するとともに、人財育成や働き方改革、多様性の尊重等に配慮した企業活動を行うことによって、社会課題の解決に貢献するとともに、企業価値を持続的に向上させていきます。</p> <p>環境活動については、事業活動を通じた「お客様・社会のグリーン化」、データセンタの電源・空調設備効率化等による「自社グループのグリーン化」、社内外のステークホルダーとのコミュニケーション及び地域社会での環境活動も含めた総合的な環境貢献をめざす「環境先進企業へ」という3つのアクションプランに基づき、推進しています。</p> <p>最新のESG活動は、サステナビリティレポートや、当社ホームページにて公表しています。 (https://www.nttdata.com/jp/ja/sustainability/)</p>
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	<p>ディスクロージャーポリシーにおいて、当社は株主・投資家の皆様を始めあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を推進し、その適正な評価のために、当社に関する重要情報の適時・適切な開示を行う旨定めています。</p>
その他	<p>当社は、ダイバーシティ経営をグローバル競争に勝ち抜くための重要な経営戦略のひとつとして捉え、「多様な人財活躍」と「働き方変革」の2軸で新たな企業価値の創出をめざしています。2008年に人事統括役員をトップとしたダイバーシティ推進室を設立し、「ダイバーシティ＆インクルージョン」を推進しています。特に、「女性活躍推進」、「働き方変革による総労働時間の適正化」においては、社員一人ひとりが活躍できる職場環境の実現をめざし、様々な取り組みを実施しています。ガバナンスの改革と同時に、経営層からダイバーシティに関する定期的なメッセージ発信、キャリア形成支援や働き方変革を通じた社員(管理職・従業員)の意識改革などに全社的かつ継続的に取り組んでいます。こうした取り組みが評価され、2017年度には、経済産業省が特に優れたダイバーシティ経営企業を選ぶ「100選プライム」、2020年3月、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「なでしこ銘柄」に初選定されました。</p> <p>また、2016年4月より女性活躍推進法に伴う一般事業主行動計画として策定した以下の目標に向けて、順調に推移しています。</p> <p>目標1:女性採用比率30%超を2020年度末まで継続してめざす (2020年4月入社実績:女性社員採用比率 34.4%)</p> <p>目標2:2018年度末までに総労働時間 社員一人当たり平均1,890時間/年をめざす (2018年度実績:1,889.6時間、<参考>2019年度実績:1,876時間)</p> <p>目標3:2020年度末までに女性管理職数200人以上をめざす (2020年4月1日時点:200人)</p> <p>目標4:2020年度末までに女性経営幹部数(役員、組織長等)10人以上をめざす (2020年4月1日時点:8人)</p> <p>なお、当社における従業員の男女の構成は本報告書の<別表>「当社における従業員の男女の構成」のとおりです。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

[1. 内部統制システム構築の基本的考え方]

- (1)当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令・定款の遵守は当然のこととして、事業活動の展開に伴って生じる不確実性(リスク)を常に考慮し、公正透明な事業活動を効率的に実施するための各種対策を講じることを基本方針とします。
- (2)社長は、業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について、責任をもって実施します。
- (3)内部統制システムが円滑かつ有効に機能するよう、内部統制推進委員会を設置し、定期的に開催します。
- (4)内部監査部門を設置し、業務執行から独立した立場で各事業本部等の事業活動が法令・定款、社内規程及び会社の経営方針・計画に沿って行われているかを検証し、具体的な助言・勧告を行うことにより、会社の健全性を保持します。
- (5)リスクマネジメント体制について、全社的な視点からこれを統括する役員を設置するとともに、コンプライアンス部門において審査等を行い、事業活動の適法性を確保します。
- (6)金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切な取り組みを実施します。

[2. 内部統制システム構築の個別体制]

(1)取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 信頼される企業をめざし、企業倫理の確立による健全な事業活動を行うことを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。
- ・グローバル・コンプライアンス・ポリシーを制定し、法令遵守を含む取締役及び社員の行動指針とします。
- ・企業倫理に関わる教育・研修等を継続的に行うことにより、社員のコンプライアンス意識の醸成を行います。
- ・適法・適正な事業活動のため、コンプライアンス部門によるチェック、主管部門への助言・指導その他の支援等を実施します。
- ・反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。
- ・健全な経営に向け、匿名・記名を問わず社内外からの情報を反映する内部通報制度を設け、通常の業務執行とは異なる情報伝達経路を確保することとし、申告者が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けることをないことを確保するための体制を整備します。
- ・内部監査部門は、年間計画を取締役会に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、その結果を定期的に取締役会に報告します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 情報を適切に保存・管理するとともに積極的に共有し、効果的に利用する一方で、個人情報・機密情報等の漏洩やその目的外利用から保護することを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。
- ・法令・定款、各種社内規程に従い、取締役会議事録・決裁文書を始めとする職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)を記録・保存し、適切に管理します。
- ・事業活動に伴って生ずる情報を適時・適切に活用するため、社内情報システムを整備します。
- ・適切な情報の取扱や効率的な事務処理について必要な事項を定めるため、社内規程を制定します。
- ・情報の取扱に関わる全社施策を積極的に推進するため、情報セキュリティ委員会を設置し、定期的にこれを開催します。

(3)リスクマネジメントに関する規程その他の体制

- 事業上の様々なリスクを想定し、当該リスクが発現した場合に最適な対策を講ずることができるようにしておく必要があるとの観点に立ち、リスクごとに各部門がそれぞれの役割に応じて主体的・自主的に対応するリスクマネジメント体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。
- ・リスクマネジメントの実施状況を各主管部門において継続的に監視・監督する体制を整備するとともに、内部統制推進委員会において有効性を評価し、全社的な視点から統括・推進を図ります。
- ・事業上のリスクについては、その発現の頻度及び発現による影響を勘案して、重点化のうえ取り組みます。
- ・当社の主要事業に係るリスクとして想定するシステム開発、運用保全等に関わるリスクについては、品質マネジメント等の観点から定めた各種社内規程に基づく体制整備を行うとともに、特にリスクが高いと想定される案件については、社長直轄の委員会においてその内容の妥当性を審査し、経営に影響を及ぼす大規模な不採算案件の発生抑止等に取り組みます。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 重要な意思決定、執行の監督及び業務執行の各機能を強化し、経営の活性化を図ることを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。
- ・取締役会が重要な意思決定と執行の監督を的確に実施するために、業務執行に専念する責任者として執行役員を配置し、取締役から業務執行に関わる権限を大幅に委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求します。
- ・業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めます。
- ・事業の基本方針その他経営に関する重要事項について社長が的確な意思決定を行うため、経営会議を設置します。
- ・業務運営を適正かつ効率的に遂行するために、会社業務の意思決定及び業務実施に関する各種社内規程を定める等により、職務権限の明確化と適切な牽制が機能する体制を整備します。

(5)当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

- 当社と当社グループ会社間においては、重要な事項に関する協議、報告、指示・要請等により、当社グループ全体で業務の適正を確保することを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。
 - ・グループ会社ごとに当社の連携責任部門を定め、関連諸部門を含めた連携体制を整備します。
 - ・グループ会社の健全性の確保の観点から、当社内部監査部門によるモニタリングを行います。
 - ・リスクマネジメントに係る体制整備のため、当社内部統制推進委員会においてグループ全体のリスクマネジメントの実施状況を統括・推進するとともに、グループ会社ごとにリスクマネジメント担当役員を設置します。
 - ・不祥事等の防止のため、社員教育や研修等を実施するとともに、匿名・記名を問わずグループ会社の社員等からの情報を反映する内部通報制度を設置することとし、当該社員等が内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として不利益な取扱を受けることをないことを確保するための体制を整備します。
 - ・当社とグループ会社間の取引等について、法令に従い適切に行なうことはもとより、適正な財務状況報告がグループ会社より行われる体制を整備します。
 - ・グループ事業の基本方針に基づきグループ会社ごとに自立的な経営を行うとともに、当社経営会議においてグループ全体の経営状況をモニタリングすることにより、効率的かつ効果的なグループ経営を推進します。
- なお、当社の親会社であるNTT株式会社及び日本電信電話株式会社とは、相互の自主性・自律性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、当該

会社との間の取引等について、法令に従い適切に行うこと等を基本方針としています。

(6)監査等委員会の職務を補助する社員に関する事項・監査等委員会の職務を補助する社員の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会の職務を補助する体制を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。

- ・監査等委員会の職務を適切に補完するため、会社法上の重要な組織として監査等委員会室を設置します。
- ・監査等委員会の職務を補助する社員は、監査等委員会が自ら定めた監査の基準に準拠した監査を実施する上で必要な人員数を配置します。
- ・監査等委員会室は監査等委員でない取締役から独立した組織とし、監査等委員会の職務を補助する社員は監査等委員会の指揮命令に基づき、業務を遂行します。
- ・監査等委員会の職務を補助する社員の人事異動・評価等については、監査等委員の意見を尊重し対処します。

(7)監査等委員でない取締役及び社員が監査等委員会に報告をするための体制・その他監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査等が実効的に行われることを確保するため、監査等委員でない取締役及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査等委員会に報告する体制等を整備することを基本方針とし、以下のとおり取り組みます。

- ・監査等委員が出席する会議、閲覧する資料、定例的又は臨時に報告すべき当社と当社グループ会社に係る事項等を監査等委員でない取締役と監査等委員会の協議により定め、これに基づいて適宜報告を実施します。また、損害の発生やインシデントの発生等のリスク情報については、速やかに監査等委員会に報告します。
- ・監査等委員でない取締役及び社員は、監査等委員会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査等委員会に対して当該事項につき報告を行う体制とし、報告したことを理由として不利益な取扱を受けることはないものとします。
- ・上記の他、監査等委員会の求めに応じ、監査等委員でない取締役、会計監査人、内部監査部門等はそれぞれ定期的及び隨時に意見交換を実施します。
- ・監査等委員会は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができます。
- ・監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当該請求に基づき支払いを行います。

[3. 業務の適正を確保するための体制の2019年度における運用状況の概要]

当社グループにおける内部統制システム構築に関する基本方針に基づく、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりです。

(1)取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、企業倫理・コンプライアンスに関する意識の維持・向上に努めています。

企業倫理については、グローバル・コンプライアンス・ポリシーを社内向けウェブサイトに掲載しています。また、グローバルコンプライアンスに対応する組織を設置し、グローバル全社におけるコンプライアンスの徹底・強化推進を実施しています。コンプライアンス意識の維持・向上に向けては、役員・社員に対するコンプライアンス研修を実施するとともに、社内向けウェブサイトでは企業倫理上問題となる事例を掲載し、役員・社員の理解度向上に努めています。

コンプライアンス部門においては、取締役会等の重要会議への付議案件の事前チェックを67件実施しました。反社会的勢力との取引については、営業規程及び購買細則において取引先の信用調査等を義務付けるとともに、団体加入時に当該団体の活動状況や加入目的等の審査を徹底し、一切の関係を持つことがないように対応しています。

また、企業倫理委員会は、2019年度に1回開催し、内部通報制度受付窓口に対する申告内容の調査を行い、対応状況とともに取締役会に報告しています。2019年度においては、内部通報制度受付窓口に94件の通報がありました。なお、内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱を行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されています。

内部監査部門は、中間及び年間の監査結果、並びに年間の監査計画について、取締役会に適正に報告しています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報の管理を含む社内の情報管理について、文書処理規程や情報セキュリティポリシーを制定し、社内向けウェブサイトに掲載しています。文書(電子媒体に記録されたものを含む)の保存については、文書の種類によって法令に定めるものその他、業務に必要な期間保存しています。また、文書の整理保存に関しては、各部門への情報セキュリティ推進責任者の配置や、規程に従った文書(ファイル)の管理を可能とするシステムの導入等を通じ、適切に運用されています。

全社的なセキュリティ課題について報告・審議する場としてセキュリティ戦略担当役員のもと、情報セキュリティ委員会を設置し、当委員会は2019年度は2回開催し、グローバル展開・拡大に伴うガバナンス強化やセキュリティ侵害を想定した対策強化等について議論しました。

(3)リスクマネジメントに関する規程その他の体制

リスクマネジメントについては、身近に潜在するリスクの発生を予想・予防し、万一本格化した場合でも損失を最小限に抑えること等を目的として、リスクマネジメント体制を整備しています。代表取締役副社長が委員長を務める内部統制推進委員会が中心となって、リスクマネジメントのPDCAサイクルを構築し運用しています。なお、本委員会は2019年度において2回開催し、全社的に影響を与えると想定されるリスクの特定及びそのリスク低減に関する施策を議論するとともに、目標の進捗・達成度を点検し、その結果を各種施策に反映しつつ有効性に対する評価等を行いました。

システム開発、運用保全等のリスクについては、品質マネジメント規程に基づいて構築されている品質マネジメントシステム(QMS)の中で適切に対応しています。また、プロジェクト審査委員会にて、お客様・業務・技術のいずれかに新規性のある大規模案件を対象に受注時計画の妥当性審査と納品までのプロジェクト実査を行っています。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に基づいて執行され、取締役会の監督のもと、執行役員24名を配置し、権限の分掌を定めた権限規程に基づいて意思決定を行っています。

取締役会においては、法令で定められた事項、経営戦略・出資等会社経営・グループ経営に関する重要な事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しています。取締役会は、2019年度において独立社外取締役3名を含む取締役12名(2020年3月31日現在)で構成しており、13回開催されました。会社の重要な意思決定を審議する経営会議は、2019年度において40回開催されました。

(5)当社グループ等における業務の適正を確保するための体制

グループ全体に影響を及ぼす危機的事態の発生等、グループ経営上重要な事項については、当社においてグループ会社ごとに連携して事業を推進する組織を定めるとともに、当社に対する協議・報告体制を整備し、適切に運用されています。

当社の内部監査部門は、グループ会社に対し、グループ共通の重要なリスクや各社固有のリスクを反映した内部監査を統一的に実施しました。

グループ会社ごとに重点リスクを毎年設定し、各社のリスクマネジメント推進責任者を中心としたリスクマネジメントの実施状況を内部統制推進委員会において確認しています。

グループ全体のコンプライアンス意識の維持・向上に向けては、グループ会社に対しコンプライアンス研修の実施を指導し、その実施状況をモニタリングしています。また、当社と同様に内部通報制度受付窓口等に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取扱を行わないことを内部通報制度の運用ルールにおいて規定し、適切に運用されています。

グループ会社の財務状況については、四半期決算の状況の他、月次で当社に対して適正に報告されています。また、その結果は月次モニタリング状況として取締役会に報告されています。

グループ全体の経営状況については、経営会議に四半期ごとに報告されています。

(6)監査役の職務を補助する社員に関する事項・監査役の職務を補助する社員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の監査を支える体制として、専任の社員5名で構成する監査役室を設置しており、監査役の指揮命令に基づき適切に業務を実施しています。なお、監査役室社員の人事異動や評価等については、監査役の意見を尊重し対処することとしています。

(7)取締役及び社員が監査役に報告をするための体制・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、内部統制推進委員会等重要な会議に出席した他、重要な文書を閲覧するとともに、代表取締役との定期的な意見交換会や、取締役等とテーマに応じた議論を行っています。これらの場において、基本方針に示す職務執行等の状況の報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

また、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、必要に応じて提言を行っています。

なお、監査業務に関する助言を受けるため独自に弁護士等外部の専門家と契約しており、これらに要する費用を含め、監査業務の執行に必要な費用については、会社が負担しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力とは取引関係を含む一切の関係を持たず、不当要求に対しては毅然とした対応をとることを基本方針としています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「グローバル・コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むことを定めています。同ポリシーについては全社員に配布し、その啓発に努めています。また反社会的勢力による不当要求等への対応マニュアルも整備しており、これらの取り組みによって反社会的勢力との関係排除に努めています。当社ではリスクマネジメントを統括する役員配下のリスクマネジメント推進組織を中心に、警察等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集等に努めるとともに、リスクマネジメント推進組織から全組織へ情報共有を図り、未然防止に努めています。更にリスクマネジメント推進組織から各組織やビル管理者等に定期的に研修を行い、啓発に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、重要事実に係る情報の管理等について、「情報セキュリティポリシー(規程)」、「ディスクロージャー規程」及び「内部者取引防止規則」を制定し、適正な運用に努めるなど、当社グループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っています。

重要な経営情報の適時開示にあたっては、経営会議での協議等及び社長の決定ののち、上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しています。

情報の取扱については、「情報セキュリティポリシー(規程)」及び「ディスクロージャー規程」に基づき、各組織の長が当該組織に係る経営情報の管理を行っています。適時開示に該当すると思われる重要な経営情報の開示については、各組織の長が経営会議の協議を経て、社長の決定を得ています。その際、適時開示規則に照らし開示義務がない情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと判断した場合等には、ディスクロージャー委員会での協議の上、開示することがあります。

なお、情報の取扱に関する啓発については、全社員に対し、定期的に研修を実施するとともに、公表前の重要事実の取扱については、「内部者取引防止規則」に基づき、情報管理を徹底しています。

以上述べた事項を図によって示すと概ね本報告書の<別表>「適時開示体制の概要」のとおりです。

今後とも、最新動向の把握や広く社外の方々からもご意見をいただく等しながら、より効率性、透明性の高い経営体制を実現することにより、経営の強化を通じた更なる企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた継続的な取り組みを行っていきます。

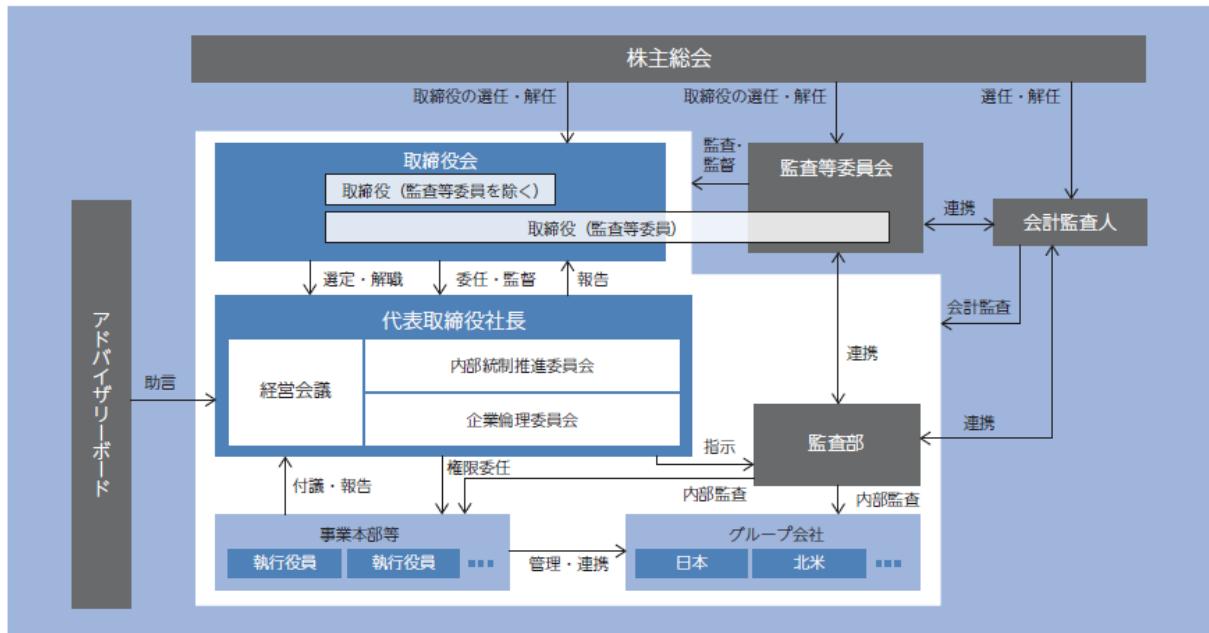
＜別表＞

【取締役の個々の選任・指名に関する説明】

氏名	役名	選任理由	出席状況
本間 洋	代表取締役社長	法人分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。また、2018年から代表取締役社長として経営を担っております。これらの豊富な経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回
山口 重樹	代表取締役副社長 執行役員	法人分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回
藤原 遠	代表取締役副社長 執行役員	金融分野における組織運営及びグローバル事業経営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回
西畠 一宏	代表取締役副社長 執行役員	NTTグループ会社及び当社におけるグローバル事業経営等の豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	-
松永 恒	取締役 常務執行役員	金融分野における組織運営等、経営に関する豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	取締役会 10回/10回
鈴木 正範	取締役 常務執行役員	金融分野における組織運営に加え、コーポレート部門における豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	-
平野 英治	取締役	金融分野における豊富な経験、財務・国際金融に関する幅広い知見を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回
藤井 真理子	取締役	行政実務及び経済学に関する研究や外交を通じて培った、高い見識と豊富な経験を有しています。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、選任しました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。	取締役会 10回/10回
Patrizio Mapelli	取締役	欧州を中心とした海外市場における経営の豊富な経験、実績を有しております。これらの経験及び実績を活かして、当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、選任しました。	-
有本 武司	取締役	日本電信電話株式会社において経営企画に関する経験及びNTTグループ会社の監査役の経験を通じた幅広い視点からの意見が期待されるため、選任しました。	-
池 史彦	取締役	グローバルビジネスにおける豊富な経営経験、ITに関する高い見識を有しております。これをもって、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言が期待されるため、選任しました。	-
山口 徹朗	取締役 常勤監査等委員	過去において最終的な親会社である日本電信電話株式会社及び関係会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回 監査役会 15回/15回
小畠 哲哉	取締役 常勤監査等委員	NTTグループにおける企業経営の豊富な実績に加えて、財務部門・総務部門での経験を有しております。過去において最終的な親会社である日本電信電話株式会社及び関係会社の業務執行者でしたが、幅広い視点と経験を活かした業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。	取締役会 13回/13回 監査役会 15回/15回
桜田 桂	取締役 常勤監査等委員	長年にわたる会計検査院における職務経験に基づく、財務・会計及び業務執行の監査における豊富な経験と幅広い知見を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。	取締役会 13回/13回 監査役会 15回/15回
佐藤 りえ子	取締役 監査等委員	長年にわたる弁護士としての職務経験に基づく、法律に関する専門的な知見に加え、他の会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を有しております。これをもって、業務執行に対する監査・監督を通じ、企業の健全性の確保及び透明性の高い公正な経営監視体制の確立が期待されるため、選任しました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。	取締役会 13回/13回 監査役会 15回/15回

※平野英治氏、藤井真理子氏、池史彦氏、山口徹朗氏、小畠哲哉氏、桜田桂氏、佐藤りえ子氏は社外取締役です。

【業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組】



【当社における従業員の男女の構成】

2020年3月31日現在

	男性	女性	女性社員比率
従業員数	9,032人	2,483人	21.6%
課長層	1,865人	149人	7.4%
部長層	541人	26人	4.6%

【適時開示体制の概要】

